

○滋賀県中小企業活性化審議会規則

平成25年 3 月22日

滋賀県規則第 6 号

滋賀県中小企業活性化審議会規則をここに公布する。

滋賀県中小企業活性化審議会規則

(趣旨)

第 1 条 この規則は、滋賀県中小企業の活性化の推進に関する条例（平成24年滋賀県条例第 66号）第17条第 5 項の規定に基づき、滋賀県中小企業活性化審議会（以下「審議会」という。）の組織および運営に関し必要な事項を定めるものとする。

(会長)

第 2 条 審議会に会長を置き、委員の互選によって定める。

2 会長は、会務を総理し、審議会を代表する。

3 会長に事故があるとき、または会長が欠けたときは、会長があらかじめ指名する委員がその職務を代理する。

(会議)

第 3 条 審議会の会議は、会長が招集する。

2 会長は、審議会の議長となる。

3 審議会は、委員の過半数が出席しなければ、会議を開き、議決をすることができない。

4 審議会の議事は、出席委員の過半数で決し、可否同数のときは、議長の決するところによる。

(関係者の出席)

第 4 条 審議会は、必要があるときは、会議の議事に関係のある者の出席を求めて、その説明を受け、または意見を聴くことができる。

(庶務)

第 5 条 審議会の庶務は、商工観光労働部において処理する。

(委任)

第 6 条 この規則に定めるもののほか、審議会の運営に関し必要な事項は、会長が審議会に諮って定める。

付 則

この規則は、平成25年 4 月 1 日から施行する。